

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二 法第十八条において準用する児童扶養手当法第十八条第一項に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

三 法第三十五条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

四 特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務

五 同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務

附則（抄）

（施行期日）
1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（抄）

附則（昭和六〇・二二・二四政令三三三）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（福祉手当の支給に関する経過措置）

第二条の二 平成二十二年四月以降の月分の法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）については、同条第二項において準用

する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十八条中「一万四千七百七十円」とあるのは、「一万四千八百八十円」と読み替えて、法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する法第十八条の規定（附則第五条第二項第一号において引用する場合を含む。）を適用する。

第三条 法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する法第十八条第一号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条各号（第十四号を除く。）に掲げる給付で障害を支給事由とするもの

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく介護手当

三 法に基づく特別障害者手当

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

第四条 令第七条及び第八条の規定は、福祉手当の支給を制限する場合の所得の額及び範囲並びにその額の計算方法について準用する。

第五条 施行日の前日において児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条に規定する児童扶養手当の支給要件

（以下「児童扶養手当の支給要件」という。）に該当している者（その監護し、又は養育する児童（同条第二項各号に該当する児童を除く。）が一人である場合に限る。）であつて、同法第六条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもの（施行日の前日の属する月の月分の児童扶養手当の全部又は一部が支給を制限されている者を除く。）に対する昭和六十一年四月以降の月分の福祉手当の支給については、その者が法律第三十四号附則第二十五条の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の支給を受けることができる場合における当該支給に係る障害基礎年金は、附則第三条第一号に掲げる給付に該当しないものとみなす。ただし、その者が児童扶養手当の支給要件に該当しなくなつたとき（障害基礎年金の支給を受けることができることにより児童扶養手当の支給要件に該当しなくなつたときを除く。）は、当該該当しなくなつた日の属する月の翌月以降の月分の当該福祉手当の支給については、この限りでない。

2 前項本文の場合における福祉手当の額は、法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する法第十八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 児童扶養手当法第五条第一項に規定す

る額、法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する法第十八条に規定する額及び法律第三十四号第一項の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第五十八条に規定する障害の程度が一級の者に支給する障害福祉年金の額を十二で除して得た額の合算額

二 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額（国民年金法第三十三条の二の規定により加算する額を除く。）及び同条の規定により子が一人あるときに加算する額の合算額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

附則（平二二・四・一政令一〇四）（抄）

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四 両上肢のすべての指を欠くもの

五 両下肢の用を全く廃したものの

六 両大腿を二分の一以上失つたもの
七 体幹の機能に座つていないことができない程度の障害を有するもの

八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二（第一条関係）

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの

三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

五 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）別表第一の備考と同じ。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

別表第三(第一条関係)

一										
級										
十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの										
二										
級										
十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
以下のもの 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの 平衡機能に著しい障害を有するもの そのやくの機能を欠くもの 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢のすべての指を欠くもの 両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい										
備考										
別表第一の備考と同じ。										
級										
十七	十六	の								
精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの										

備考 別表第一の備考と同じ。

発達障害
者支援
事業
社会福祉
事業
障害者
施策

◎児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令(抄)

(平成一八・三・三一)
政令 一 一一

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の表下欄に掲げる政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定に係る同表の中欄に掲げる同項の表下欄に規定する額について、それぞれ次の表の下欄に掲げる額とする。

児童扶養手当法 (昭和三十六年法 律第二百三十八 号) 第五条第一項	四万千八 百八十円	四万千七 百二十円
---	--------------	--------------

特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律(昭和二十九 年法律第三十四 号) 第四条	三万三千 九百円	三万三千 八百円
特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律第十八条	一万四千 四百三十円	一万四千 三百八十円
特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律第二十六条の 三	二万六千 五百二十円	二万六千 四百四十円
国民年金法等の一 部を改正する法律 (昭和六十年法律 第三十四号) 附則 第九十七条第二項 において準用する 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律第十八条	一万四千 四百三十円	一万四千 三百八十円

附則
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令(抄)